

平成30～34年度
放射線障害防止法に係る運用管理システム
の更新及び貸貸・運用保守
調達仕様書

平成30年5月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
放射線規制部門

目次

1.	調達案件の概要に関する事項	3
1. 1	調達件名	3
1. 2	調達の背景	3
1. 3	目的及び期待する効果	3
1. 4	業務・情報システムの概要	4
1. 5	契約期間	4
1. 6	作業スケジュール	4
2.	調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項	5
2. 1	調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期	5
2. 2	調達案件間の入札制限	5
3.	作業の実施内容に関する事項	5
3. 1	作業の内容	5
3. 2	成果物の範囲、納品期日等	10
4.	満たすべき要件に関する事項	11
5.	作業の実施体制・方法に関する事項	12
5. 1	作業実施体制	12
5. 2	作業要員に求める資格等の要件	13
5. 3	作業場所	14
5. 4	作業の管理に関する要領	14
6.	作業の実施に当たっての遵守事項	14
6. 1	機密保持、資料の取扱い	14
6. 2	遵守する法令等	15
7.	成果物の取扱いに関する事項	16
7. 1	知的財産権の帰属	16
7. 2	瑕疵担保責任	16
7. 3	検収	17
8.	入札参加資格に関する事項	17
8. 1	入札参加要件	17
8. 2	入札制限	17
9.	再委託に関する事項	18
9. 1	再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	18
9. 2	承認手続	18
9. 3	再委託先の契約違反等	18
10.	その他特記事項	19
11.	資料閲覧要領	19
12.	附属文書	19

1. 調達案件の概要に関する事項

1. 1 調達件名

平成30～34年度放射線障害防止法に係る運用管理システムの更新及び賃貸・運用保守

1. 2 調達の背景

原子力規制委員会では、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）に基づいて放射線源等に関する安全規制を行っている。同法に基づく事業者からの申請・届出等に関する許認可等情報、許可届出事業者情報及び放射線取扱主任者情報等の管理等を行うため、平成25年に調達した『放射線障害防止総合管理システム』を継続して運用してきている。一方、放射線障害防止法施行規則改正（平成21年10月公布、平成23年1月施行）により導入された放射線源登録制度に基づく事業者からの報告情報（報告対象線源の仕様及び受入れ・払出し等の取引に関する情報）をデータベース化して、追跡管理を可能とすることで、国内で使用される特定放射性同位元素の不法な取引や所持に対する検知と抑制及び登録された情報を用いた早期の緊急時対応等を行うことを目的として、平成19年度から『放射線源登録管理システム』の整備を行い、平成21年8月より行政指導によるシステムの試行運用を、平成23年1月より法に基づく本格運用を行ってきた。（『放射線源登録管理システム』では、報告対象となる事業者が本制度に係る報告をオンライン上で行えるようにするための事業者側サブシステム及び原子力規制委員会が報告情報等を管理するための原子力規制委員会側サブシステム等を備えている。）

本契約は、原子力規制委員会が放射線障害防止法に基づいて、放射線源等に関する安全規制業務を円滑に遂行するため、上述の2つのシステムの確実な運用・保守を目的としている。また、本契約においては、上述の2つのシステムを『放射線障害防止法に係る運用管理システム』（以下「本システム」という。）として取り扱うこととし、本システムのうち『放射線源登録管理システム』で使用するハードウェアに係る新機種への更新、関連ソフトウェアの調達・更新、本システム全体の5年間（平成30年11月1日から平成35年3月31日の予定）のリース契約、本システム全般についての運用支援及び保守業務を行うこととする。（図1-1 契約範囲の概念図、参照）

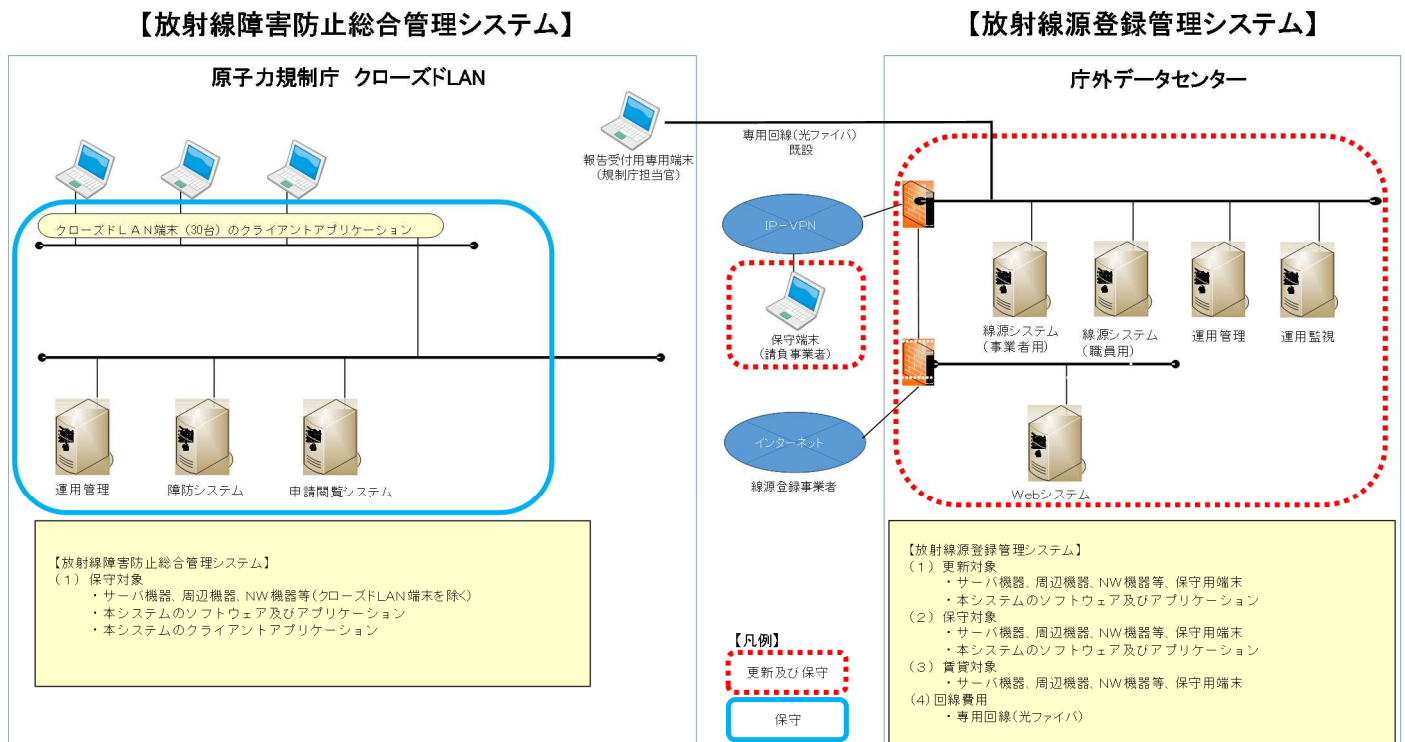
1. 3 目的及び期待する効果

当システムが放射線障害防止法に係る業務に支障を来たさぬよう、円滑なリース及び運用保守業務の実施を図るものである。

1. 4 業務・情報システムの概要

本システムの概要は次の図のとおりである。

【図 1 - 1 契約範囲の概念図】



1. 5 契約期間

契約締結日から平成35年3月31日

1. 6 作業スケジュール

作業スケジュールは次の図のとおりである。

【図 1 - 2 本調達の作業スケジュール】

(全体工程)	平成30年										以降、平成35年 3月31日まで
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
放射線源登録管理システム更新					→						
放射線源登録管理システム保守・賃貸									→		
放射線障害防止総合管理システム保守									→★		
放射線障害防止総合管理システム(更新)保守											→

★：放射線障害防止総合管理システムは平成33年9月末に更新（別途調達）予定だが、更新後の保守は本調達に含まれる。

2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達的方式等に関する事項
2. 1 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達的方式、実施時期
 関連する調達案件の調達単位、調達的方式、実施時期は次の表のとおりである。

【表 1 - 1 本調達の方式及び実施時期】

調達案件名	調達的方式	実施時期 補足
平成 30～34 年度放射線障害防止法に係る運用管理システムの更新及び賃貸・運用保守	一般競争入札 (最低価格落札)	・入札公告：平成 30 年 5 月頃 ・落札者決定：平成 30 年 7 月頃

2. 2 調達案件間の入札制限
 調達案件間に係る入札制限は行わない。
3. 作業の実施内容に関する事項
 本調達のうち、放射線源登録管理システムの更新業務は、既存のミドルウェア及びデータベース等のソフトウェア製品のバージョンアップ及びセキュリティアップデートを行うが、現行のアプリケーション機能が更新後においても現行システムと同等に動作するよう、開発及びテスト環境を整備したうえで、以下の作業を実施すること。
 また、放射線障害防止法に係る運用管理システム全体の保守業務は、現行アプリケーションを含めて契約期間中において放射線障害防止法に係る業務に支障を来たさぬよう、以下の作業を実施すること。
3. 1 作業の内容
- ア 放射線源登録管理システム更新に関わる設計・開発業務
- (ア) 設計・開発実施計画書等の作成
- ・請負者は、原子力規制庁が定める「プロジェクト計画書」及び「プロジェクト管理要領」と整合をとりつつ、原子力規制庁の指示に基づき、「設計・開発実施計画書」及び「設計・開発実施要領」の案を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。
- (イ) 設計
- ・請負者は、「別紙 1 要件定義書」の機能要件及び非機能要件を満たすためのハードウェア及びソフトウェア、運用、保守の「基本設計書」及び「詳細設計書」を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。
 - ・請負者は、本システムの移行の方法、環境、段取り等を記載した「移行計画書」を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。

- ・請負者は、設計時に「保守作業計画書」及び「保守手順書」を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。
- ・請負者は、本システムの設計・開発において関係者（「原子力規制委員会ネットワークシステム運用事業者」、「行政LAN運用事業者」等）と調整が必要な場合、原子力規制庁と協議の上、調整を行うこと。

(ウ) 開発・テスト

- ・請負者は、ソフトウェア及びハードウェアの設計・開発に当たり、情報セキュリティ確保のためのルール遵守や成果物の確認方法（例えば、情報セキュリティ遵守に関する教育、設計・開発に関する証跡の提示、現場での抜き打ち調査等についての実施主体、手順、方法等）を定め、原子力規制庁の承認を受けること。
- ・請負者は、ソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、運用上対策が必要な場合は原子力規制庁の承認を受けた後、対応を実施し、「テスト結果報告書」により原子力規制庁に報告すること。なお、放射線源登録管理システムの更新にあたっては、既存のミドルウェア及びデータベース等のソフトウェア製品のバージョンアップ及びセキュリティアップデートを行うため、放射線源登録管理システムのアプリケーション機能が更新後においても現行システムと同等に動作するよう十分なテストを行い動作保証すること。品質保証において動作保証を行い難いと監督職員が判断した場合には、請負者の責任と負担によりアプリケーション開発事業者に再委託の上動作保証を行うこと。
- ・請負者は、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テスト手順、合否判定基準等を記載した「テスト計画書」を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。
- ・請負者は、ハードウェア及びソフトウェアの「基本設計書」、「詳細設計書」及び「テスト計画書」に基づき、ソフトウェア及びハードウェアの開発、テストを行うこと。
- ・請負者は、「テスト計画書」に基づき、結合テスト及び総合テストの実施完了時に「テスト仕様書兼テスト結果報告書」を提出し、原子力規制庁の承認を受けること。
- ・請負者は、運用支援業務に必要な「運用手順書」及び「各種マニュアル」等が正常に適用できることを結合テスト及び総合テストで確認し、原子力規制庁の承認を受けること。

(エ) システムの移行

- ・請負者は移行作業に関して、「移行計画書」に基づき移行作業を行うこと。
- ・請負者は、データ移行に当たり、本システムのデータ構造を明示し、保有・管理するデータの変換、移行要領の策定、例外データ等の処理方法等に関する「移行

手順書」を作成し、原子力規制庁の承認を受けること。

- ・請負者は、「移行計画書」及び「移行手順書」に基づき、システム移行及びデータ移行を実施し、作業状況を「移行実施報告書」に取りまとめ原子力規制庁に報告すること。
- ・請負者は運用が安定していることを確認後、原子力規制庁から承認を得て、請負者側でデータ移行用に準備したデータ（作業用データ）が存在する場合は削除を行うこと。また、請負者はデータの消去作業の後、「移行実施報告書」に完了を明記し原子力規制庁へ提出すること。
- ・データ移行作業に支障を来す恐れがあると原子力規制庁が判断した際は、請負者の責任と負担により現行の運用事業者に再委託の上、作業を実施すること。
- ・データ移行作業中に現行データの欠損が生じた場合には、請負者の責任と負担により現行の運用事業者に再委託の上、データ復旧作業を実施すること。

(オ) ODB登録用シートの提出

請負者は、次に掲げる事項について記載した「ODB登録用シート」を、「設計・開発実施要領」において定める時期に、提出すること。

- ・構築規模の管理
本システムの構築規模（工数等）の計画値及び実績値
- ・ハードウェアの管理
本システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、保守期限等
- ・ソフトウェアの管理
本システムを構成するソフトウェア製品の名称（エディションを含む。）、バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等
- ・回線の管理
本システムを構成する回線の回線種別、回線サービス名、事業者名、使用期間、ネットワーク帯域等
- ・施設の管理
本システムを構成するハードウェア等が設置され、又は本システムの運用支援業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等
- ・取扱情報の管理
本システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等
- ・情報セキュリティ要件の管理
本システムの情報セキュリティ要件

- ・指標の管理

本システムの運用支援及び保守の間、把握すべきK P I（業務効果及び情報システム効果に関する指標）名、K P Iの分類、計画値等の案

イ システム全体の運用支援業務

請負者の作業内容は、「別紙1 要件定義書」の「3. 15. 運用に関する事項」に示す。

ウ システム全体の保守業務

請負者の作業内容は、「別紙1 要件定義書」の「3. 16. 保守に関する事項」に示す。

エ ハードウェア及びソフトウェア製品の賃貸借

① 機器の納入及び搬入作業

原子力規制庁の指示に従い請負者は機器の納入及び搬入作業を行うこと。

- ・納入場所

各機器の納入場所は、原子力規制庁が指定する場所（首都圏データセンター）である。

納入費用については、納入場所の地理条件について、十分考慮し、納入費用については、本調達に含むこと。

- ・搬入作業

原子力規制庁が指示した場所で開梱し納入すること。また、開梱設置後の包材等は持ち帰ること。納入予定場所には搬入のための設備（駐車場、貨物用大型エレベータ等）の有無を確認し作業を考慮すること。

② 撤去及び搬出作業

本契約終了後、原子力規制庁の指示に従い請負者にて納入した機器の撤去作業を行うこと。

- ・請負者は、機器設置を行った納入場所より、不要機器を撤去及び搬出する際、各機器を接続している配線についても同時に撤去すること。

- ・撤去、搬出及び廃棄のために必要な全ての経費（養生品、機材及び車両等を含む）は、全て請負者の負担とすること。

- ・原子力規制庁の指示に従い撤去、搬出日時及び搬出回数についての工程表を作成し、作業を実施すること。

- ・撤去及び搬出時はエレベータ内及び搬出経路等、必要な場所に養生を実施し、作

業後は不要となった養生品の撤去を速やかに実施すること。

③ データ消去作業

本契約期間中及び終了後のハードウェア障害時等におけるデータ消去作業に関わる調整等は、原子力規制庁から承認を得て、全て請負者が行うこと。

- ・不要機器の撤去及び搬出後、第三者がデータ復元ソフトウェア等を利用してもデータが復元されないように完全にデータを消去すること。
- ・データ消去作業に必要な機器、人員及び経費等については請負者の負担で用意すること。
- ・データ消去作業は原子力規制庁が指示する場所にて実施すること。
- ・請負者は、不要機器の撤去及び搬出においては、データが消去されるまで不要機器から情報が漏えいしないよう、厳重にセキュリティ管理をすること。
- ・データ消去作業終了後、請負者はデータの消去完了を明記した証明書を原子力規制庁に対して提出すること。
- ・データ消去作業は原子力規制庁が指示する場所にて実施すること。
- ・データ消去作業については原則として委託を認めないところ、請負者の責任において請負者の関連業者へ委託する場合にはこの限りではない。
- ・データ消去作業実施後の機器の引取り費用については、請負者にて負担すること。

オ ODB登録用シートの提出

- ・請負者は、次に掲げる事項について記載した「ODB登録用シート」を、「保守手順書」において定める時期に、提出すること。
- ・各データの変更管理
本システムの保守において、構築規模の管理、ハードウェアの管理、ソフトウェアの管理、回線の管理、外部サービスの管理、施設の管理、公開ドメインの管理、取扱情報の管理、情報セキュリティ要件の管理、指標の管理の各項目についてその内容に変更が生じる作業をしたときは、当該変更を行った項目。
- ・作業実績等の管理
本システムの保守中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由。

カ ODB登録用シートの提出に係る業務

- ・請負者は、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」の別紙2「情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳を記載した「ODB登録用シート」を契約締結後速やかに提出すること。
- ・請負者は、原子力規制庁から求められた場合は、スケジュールや工数等の計画値及び実績値について記載した「ODB登録用シート」を提出すること。

3. 2 成果物の範囲、納品期日等

ア 成果物

成果物は次の表のとおりである。

【表 3-1 成果物】

No.	分類	成果物	数量	納品期日
1	プロジェクト 管理	設計・開発実施計画書	2	契約締結後2週間
2		設計・開発実施要領	2	契約締結後2週間
3		設計・開発実施要領に基づく管理資料	2	契約締結後2週間
4		各種会議体議事録	2	都度
5	設計・開発	基本設計書	2	平成30年8月末
6		詳細設計書	2	平成30年9月末
7		ODB登録用シート	2	平成30年9月末
8		ハードウェア構成表及び一覧	2	平成30年9月末
9		ソフトウェア構成表及び一覧	2	平成30年9月末
10		ライセンス関連情報	2	平成30年9月末
11	テスト	テスト計画書	2	平成30年8月末
12		テスト仕様書兼結果報告書	2	平成30年9月末
13	移行	移行計画書	2	平成30年8月末
14		移行手順書	2	平成30年9月末
15		移行実施報告書	2	平成30年10月末
16	運用（計画）	運用計画書	2	平成30年10月末
17		運用手順書	2	平成30年10月末
18		各種マニュアル	2	平成30年10月末
19	運用（実績）	月次報告書	1	平成30年11月以降 (毎月初)
20		年次報告書	1	平成30年11月以降 (毎年度末)
21	保守（計画）	保守作業計画書	2	平成30年10月末
22		保守手順書	2	平成30年10月末
23	保守（実績）	月次報告書	1	平成30年11月以降 (毎月初)
24		年次報告書	1	平成30年11月以降 (毎年度末)
25		定期メンテナンス報告書	1	平成30年11月以降 (毎月初)
26		障害対応報告書	1	平成30年11月以降 (毎月初)

イ 納品方法

- ・成果物は、全て日本語で作成すること。
- ・用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和27年4月4日内閣閣令第16号内閣官房長官依命通知）」を参考にすること。
- ・情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格（JIS）の規定を参考にすること。
- ・成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、原子力規制委員会から特別に示す場合を除き、原則紙媒体及び電磁的記録媒体はそれぞれ正1部・副1部（合計2部）を納品すること。
- ・紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格A列4番とするが、必要に応じて日本工業規格A列3番を使用すること。
- ・電子媒体による納品については、別添の「2. 電子データの仕様」を参照して作成し、DVD-R等の媒体に格納して納品すること。
- ・納品後原子力規制委員会において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ・成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- ・成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

ウ 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、原子力規制委員会が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒106-8450

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ

放射線規制部門

4. 満たすべき要件に関する事項

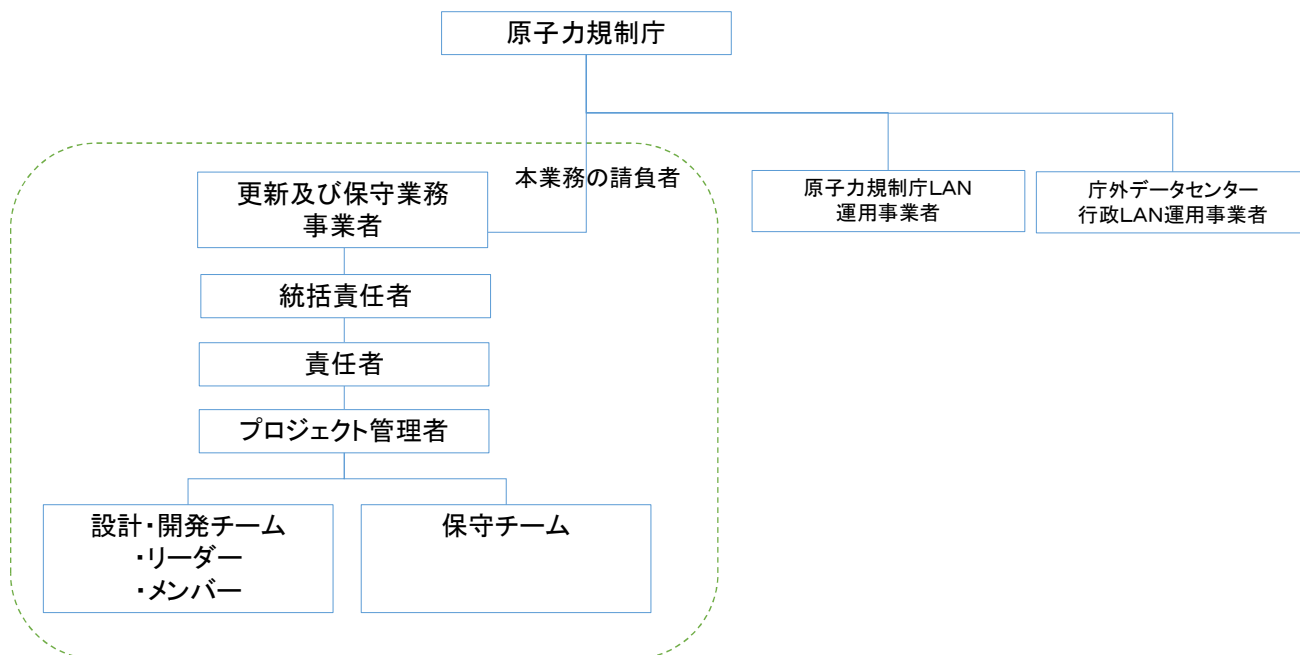
本調達による実施事項は、「別紙1 要件定義書」の各要件を満たすこと。

5. 作業の実施体制・方法に関する事項

5. 1 作業実施体制

プロジェクトの推進体制及び請負者に求める作業実施体制は次の図のとおりである。なお、請負者内のチーム編成については想定であり、請負者決定後に協議の上、見直しを行う。

【図 5-1 プロジェクトの推進体制】



【表 5-1 作業実施体制】

No.	組織又は要員	役割
1	本業務の請負者	—
2	統括責任者	本業務の全責任を負う請負者における統括責任者
3	責任者	本業務の全責任を負う請負者における責任者
4	プロジェクト管理者	本業務全体を統括し、必要な意思決定を行う
5	設計・開発チームリーダー	設計・開発に係るチームリーダー（責任者）
6	設計・開発チームメンバー	各業務実施担当者
7	保守チーム	保守業務実施担当者（窓口）
8	原子力規制庁LAN運用事業者	本業務に係るネットワークの運用を担う
9	データセンター行政LAN運用事業者	本業務に係るネットワークの運用を担う

5. 2 作業要員に求める資格等の要件

- ・請負者における本業務の責任者は、本システムと同規模以上の設計・構築の遂行責任者としての経験を3件以上有すること。また、3件のうち1件は過去5年以内に1つのシステムで基盤構築及び運用保守の全てにおいて責任者としてシステムライフサイクル全体の業務を完遂した実績を証明すること。また、過去5年以内に外部のデータセンターを用いた運用保守業務の遂行責任者経験を有すること。
- ・本業務の遂行責任者は、「情報処理の促進に関する法律」(昭和45年法律第90号)に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者又はP M I (Project Management Institute) が認定する P M P (Project Management Professional) の資格を有すること。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある(その根拠を明確に示し、原子力規制庁の理解を得ること)。
- ・設計・開発チームリーダーは、本システムと同規模以上の設計・開発の経験をリーダークラスとしての2件以上有すること。
- ・設計・開発チームリーダー及び設計・開発メンバーに、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、以下のいずれかの試験区分の合格者を1名以上含めること。
 - (ア) システムアーキテクト試験
 - (イ) データベーススペシャリスト試験
 - (ウ) ネットワークスペシャリスト試験
 - (エ) 情報セキュリティスペシャリスト試験
- ・保守チームリーダーは、本システムと同規模以上の運用保守の経験をリーダークラスとしての2件以上有すること。
- ・保守業務のチームリーダー及びメンバーのいずれかに以下のいずれかの資格と同等以上の資格を有する者がいること。
 - (ア) 情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち情報セキュリティスペシャリスト試験(旧テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験又は旧情報セキュリティアドミニストレータ試験)、I S A C A (Information Systems Audit and Control Association) が認定する公認情報セキュリティマネージャー(C I S M (Certified Information Security Manager))、又は国際情報システムズセキュリティ認証コンソーシアムが認定する情報システムのセキュリティ専門家認定(C I S S P (Certified Information Systems Security Professional))
 - (イ) I T I L (Information Technology Infrastructure Library) 資格認定

機関が認定する I T I L 認定のうち、ファウンデーション又はエキスパート。

5. 3 作業場所

- ・本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、請負者の責任において用意すること。また、必要に応じて原子力規制庁が現地確認を実施することができるものとする。
- ・搬入作業については原子力規制庁が指定する場所（首都圏データセンター）で行うこと。

5. 4 作業の管理に関する要領

- ・請負者は、原子力規制庁が承認した「設計・開発実施要領」に基づき、設計・開発業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
- ・請負者は、「保守手順書」に基づき、保守業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
- ・請負者は、当該業務で納入または更新する全てのソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期間の終了日に係る情報並びにこれらの変更情報について、現在の状況を正確に反映した文書を整備すること。また、これらの内容に変更がある場合には文書を更新することで情報を提供すること。

6. 作業の実施に当たっての遵守事項

6. 1 機密保持、資料の取扱い

請負者は、機密保持や資料の取扱い及びセキュリティ対策等について、以下の措置を講ずること。

- ・業務上知り得た情報は、本業務以外の目的で利用しないこと。
- ・業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
- ・業務上知り得た情報は、原子力規制庁の許可なく「5. 3 作業場所」以外の場所に持出さないこと。
- ・請負者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、直ちに原子力規制庁へ報告すること。また、請負者の責により原子力規制庁及び関係機関へ損害が生じた場合に賠償等の責任を負うこと。
- ・業務の履行中に受け取った情報は管理を行い、業務終了後の返却又は抹消等を行い、復元不可能な状態にすること。
- ・適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を行うこと。

また、必要に応じて行う原子力規制庁による実地調査を受け入れること。

- ・請負者はシステム構築及び情報セキュリティ対策の実施において原子力規制委員会情報セキュリティポリシー及び本調達仕様書、要件定義書に記載されたセキュリティに係る要件を全て満たすこと。

6. 2 遵守する法令等

ア 法令等の遵守

- ・本調達にて納入する機器は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年4月1日環境大臣）に掲げる特定調達物品等に該当するものは、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月2日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）の判断の基準を満たすこと。その他の納入成果物についても可能な限り基本方針の判断の基準を満たすものを導入すること。
- ・導入する機器を構成するハードウェア、ソフトウェアのうち、JIS等の国内規格、ISO等の国際規格に定めのある製品については、当該規格に準拠していること。

イ その他文書、標準への準拠

当該調達案件の遂行に当たって以下との整合を確保し作業を行うこと。

(ア) プロジェクト計画書

(イ) プロジェクト管理要領

(ウ) 標準ガイドライン

- ・本業務の遂行に当たっては、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成26年12月3日に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に準拠して作業を行うこと。

政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン（平成29年5月9日改定）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000352682.pdf

(エ) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

- ・当該調達案件におけるセキュリティ対策実施に当たっては、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠すること。

原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

7. 成果物の取扱いに関する事項

7. 1 知的財産権の帰属

- 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て原子力規制委員会に帰属するものとする。
- 原子力規制委員会は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により原子力規制委員会がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- 本件プログラムに関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、原子力規制委員会から受注者に対価が完済されたとき受注者から原子力規制委員会に移転するものとする。
- 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に原子力規制委員会の承認を得ることとし、原子力規制委員会は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- 受注者は原子力規制委員会に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

7. 2 瑕疵担保責任

- 受注者は、本調達について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵があることが判明した場合には、その瑕疵が原子力規制委員会の指示によって生じた場合を除き（ただし、受注者がその指示が不適當であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない）、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に原子力規制委員会の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても原子力規制委員会の承認を受けること。
- 原子力規制委員会は、前各項の場合において、瑕疵の修正等に代えて、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、瑕疵を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

7. 3 検収

- ・本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに原子力規制委員会に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ・検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について原子力規制委員会に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

8. 入札参加資格に関する事項

8. 1 入札参加要件

ア 競争参加資格

- ・予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ・公告日において平成 28、29、30 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」及び「B」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

イ 公的な資格や認証等の取得

- ・ISO 9001 (QMS) 又は CMMI (Level 3 以上) の公的機関による認証を取得していること。
- ・ISO 27001 (ISMS) の公的機関による認証を取得していること。
- ・ISO 20000 (IT サービス) の公的機関による認証を取得していること。
- ・ISO 14001 (環境マネジメントシステム) の公的機関による認証を取得していること。
- ・プライバシーマークの認定を取得していること。

ウ 受注実績

- ・入札参加者は、本業務と同等規模以上の情報システムの構築及び IT コンサルティングを実施した実績を有する者であること（発注者名、業務名称（非開示の場合にはその旨明記）、業務内容の概要、実施期間を記載した一覧表（任意様式）を提出すること。）。

8. 2 入札制限

次の事業者（再委託先等を含む。）及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年 1 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には参加できない。

① 環境省C I O補佐官及びその支援スタッフ等の属する事業者

環境省C I O補佐官、技術アドバイザー及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を示す職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成12年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。）が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者などの緊密な利害関係を有する事業者は、本書に示す調達について入札に参加することはできない。また、環境省C I O補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）についても、入札に参加することを認めないものとする。

9. 再委託に関する事項

9. 1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ・受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- ・再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。
- ・受注者は、業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によって原子力規制委員会の承認を得た場合は、この限りではない。
- ・前項において第三者にて請け負わせる場合、責任者及び補佐の業務については請け負わせてはならない。

9. 2 承認手続

- ・本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別添の再委託承認申請書を原子力規制委員会に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- ・前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を原子力規制委員会に提出し、承認を受けること。
- ・再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

9. 3 再委託先の契約違反等

- ・再委託先において、本調達仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、原子力規制委員会は、当該再委託

先への再委託の中止を請求することができる。

1 0. その他特記事項

- ・業務の遂行に当たっては、問題点や課題の指摘に留まらず、その有効的な解決策の提示とそれに係る必要な調査も実施すること。
- ・業務の円滑な遂行を実現するため、必要な時に積極的に調整等を実施すること。また積極的に問題や課題の早期発見に努め、主体的かつ迅速に、その解決に取り組むこと。
- ・調達仕様書に定めた作業は、現時点で想定されるものを記述したものである。今後、各作業等に変更が生じた場合は、原子力規制庁と協議の上、柔軟に対応すること。
- ・設計・開発の過程において、通常、生じ得るレベルの変更等、軽微な追加については柔軟に対応すること。
- ・調達仕様書に記載のある作業について、その実現方法が調達仕様書に具体的に記載されておらず、設計・開発の過程で具体化した場合もしくは実現方法等が調達仕様書と異なる方式となった場合については、原子力規制庁と協議の上、対応すること。
- ・保守期間については、全ての作業をあらかじめ予算化された通年等の保守契約の中で実施すること。

1 1. 資料閲覧要領

- ・閲覧場所：原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門内
- ・閲覧期間及び時間：平成30年6月11日～平成30年6月22日10時～17時
- ・閲覧手続：最大5名まで。閲覧にて知り得た内容については、入札の検討以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。なお、資料閲覧は必須とし、当該資料を熟読の上応札すること。資料閲覧を実施していない業者の応札は認めない。
- ・連絡先：原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門（電話：03-5114-2155）

1 2. 附属文書

ア 要件定義書

「別紙1 要件定義書」に準ずること。

イ 参考資料

「別紙1 要件定義書」に準ずること。

ウ 閲覧資料

現行システムの設計書等

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成30年2月9日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針210ページ、表3参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針211ページ、表4参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は原子力規制庁と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・ 文章：ワープロソフト Justsystem 社一太郎、又は Microsoft 社 Word
- ・ 計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel
- ・ 画像：BMP形式又はJPEG形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-R等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-R等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては原子力規制庁担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。